

## 院内保育事業運営費補助金の概要

## 1 目的

病院等に従事する職員のために、保育所を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行う。

## 2 補助要件

- ・医療従事者の確保を図るために、医療従事者の児童を保育することを目的に設置していること。
- ・年間を通じて看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の児童(未就学児)を1人以上保育していること。
- ・保育料(給食費用は含むがおやつ代は除外)として、児童1人当たり平均月額1万円以上徴収していること。
- ・次のいずれかの区分に該当すること。

区 分	保育児童数 (未就学児：年間平均)	保育時間	保育士等数
A型特例	1人以上4人未満	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

## 3 実施主体

社会福祉法人、厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、独立行政法人等。

## 4 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

次表の「1 基準額」に定める基準額と同表の「2 対象経費」に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定した額に2/3を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ただし、公的立(日本赤十字社、済生会、厚生連及び独立行政法人等)の施設にあっては、上記により算出した交付額に0.9を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
<p>各院内保育所につき①により算定した基本額より、②により算定した保育料収入相当額を控除の上、③により算定した院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、④により算定した加算額の合計額。</p> <p>①基本額  (A型特例) 1人×180,800円×運営月数  (A 型) 2人×180,800円×運営月数  (B 型) 4人×180,800円×運営月数  (B型特例) 6人×180,800円×運営月数</p>	<p>院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)</p>

②保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000円×12月に4月1日時点での保育児童数(未就学児)を乗じた金額とする。ただし、保育児童上限人数は次のとおり。

種別	保育児童上限人数
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

③負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育事業運営費に係る設置者負担額で除した数値とする。ただし、院内保育事業運営費は、院内保育事業運営費支出予定額と次に定める標準経費を比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数(注1)×標準人件費【年額3,186千円】＋その他の経費(注2)

(注1)保育士等の数は、当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の院内保育所利用職員の児童数を、院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数【2.6人】で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該院内保育所の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(注2)その他の経費は、院内保育事業運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち県が認めた額とする。ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育事業運営費以外の費用は認めない。

負担能力指数による調整率は、次のとおりとする。ただし、院内保育所設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.5
20以上	0.0

※ 注意:調整率が0.0となる場合は、補助基本額が0円となり補助対象外となる。

④加算額

(24時間保育を実施している施設) 23,410円×運営日数  
(病児等保育を実施している施設) 187,560円×運営月数  
(緊急一時保育を実施している施設) 20,720円×運営日数  
(児童保育※を実施している施設) 10,670円×運営日数  
(休日保育を実施している施設) 11,630円×運営日数

※ 小学校低学年